

茨木市中小企業人材育成支援事業補助要綱

（目的）

第1 この要綱は、中小企業が行う経営能力の強化及び技術力の向上を目的とした人材育成及び人材確保に係る事業に対し、市が補助金を交付することにより中小企業における人材の充実を促進し、もって市内商工業の振興を図ることを目的とする。

（定義）

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる中小企業者をいう。ただし、国、地方公共団体、公団、独立行政法人等の公的法人が出資している者及び大企業（中小企業者以外の会社をいう。）が発行済株式若しくは出資口数の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を単独で所有し、又は出資している者を除く。

(2) 副業人材等 事業所で勤務又は事業を実施する者等であつて、市内中小事業者との業務委託契約等に基づき、副業等の形態で当該中小企業者の経営課題の解決の業務に従事する人材をいう。

(3) 登録人材紹介事業者（以下「人材紹介事業者」という。） 職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第3項に規定する有料の職業紹介を営む事業者及び同法第30条第1項に規定する厚生労働大臣の許可を受けた事業者をいう。

（補助対象企業）

第3 補助の対象となる企業は、中小企業者のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内に事業所を有していること。

(2) 市税の滞納をしていないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び茨木市暴力団排除条例（平成24年茨木市条例第31号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

（補助対象事業及び補助対象経費）

第4 補助金の対象となる事業及び経費は、補助の対象となる企業がその市内の事業所における役員又は従業員の経営能力の強化、技術力の向上及び人材確保を目的として実施する別表第1に掲げる事業及び経費（消費税等を除く。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該補助事業について国その他の機関から補助金等の交付を受けている場合は、当該補助金等の額を補助の対象経費から除くものとする。

(補助金額)

第5 補助金の額は、別表第1に掲げる補助対象事業ごとに補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額の合計額とする。ただし、同一年度内に交付を受けることができる補助金の額は、1企業につき100,000円を限度とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第6 補助金の交付を受けようとする者は、茨木市中小企業人材育成支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に別表第2に掲げる書類を添えて別表第2に掲げる申請期日までに市長に申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、別表第2に掲げる書類の一部を添える必要がないと認めるときは、当該書類の一部を省略させることができる。

(補助金の交付決定)

第7 市長は、第6の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市中小企業人材育成支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知する。

(補助金の請求)

第8 第7の補助金交付決定通知書を受けた者は、当該通知書を受けた日から1月以内に茨木市中小企業人材育成支援事業補助金交付請求書(様式第3号)を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

(補助金の交付)

第9 市長は、第8の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めたときは、当該請求者に補助金を交付する。

(立入検査)

第10 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設若しくは事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

(帳簿等の整備)

第11 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

(書類の保存)

第12 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して10年間保存しなければならない。

(補助金の取消し等)

第13 市長は、補助金の交付を受ける者あるいは受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

(3) その他市長が不相当と認めたとき。

(市長の指示)

第14 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成28年7月11日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の茨木市中小企業人材育成支援事業補助要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に受講した研修に係る申請について適用し、同日前に受講した研修に係る申請については、なお従前の例による。

3 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の茨木市中小企業人材育成支援事業補助要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の茨木市中小企業人材育成支援事業補助要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に受講した研修に係る申請について適用し、同日前に受講した研修に係る申請については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市中小企業人材育成支援事業

補助要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和3年6月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市中小企業人材育成支援事業補助要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

この要綱は、令和5年9月7日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市中小企業人材育成支援事業補助要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市中小企業人材育成支援事業補助要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

別表第 1

補助対象事業	補助対象経費
(1) 研修の受講	補助対象企業の役員又は従業員が外部で受講する、次に掲げる内容の研修の受講料 経営、企画、財務、販売促進、生産管理、技術力向上、組織力向上
(2) 研修の企画及び実施	補助対象企業が自社等で企画及び実施する研修に係る経費のうち、次に該当する費用 ・講師謝礼 ・会場・機材等借上料 ・教材費
(3) 副業人材等の活用	副業人材等の活用に要する費用のうち、次に該当する費用 ただし、副業人材等は国の地方創生施策を活用し、人材紹介事業者が紹介したものに限る。 ・人材紹介事業者への手数料等 ・副業人材等への業務委託費

別表第 2

申請時に提出する書類		申請期日
共通	事業報告書	
	収支決算書	
	補助対象経費の明細及び支払を証する書類	
	茨木市事務事業からの暴力団の排除に関する要綱（平成25年4月1日実施）に規定する誓約書	
(1) 研修の受講	受講者名簿	研修を修了した日から起算して3月を経過する日まで
	研修内容が確認できる書類	
	受講の修了が確認できる書類	
(2) 研修の企画及び実施	研修の実施内容が確認できる書類	研修を実施した日から起算して3月を経

		過する日まで
(3) 副業人材等の活用	人材紹介事業者との契約書の写し	対象事業を完了した日から起算して3月を経過する日まで
	副業人材等との業務委託契約書の写し	

様式第 1 号（第 6 関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地

名 称

代表者

⑩

（代表者による自署の場合は押印不要）

茨木市中小企業人材育成支援事業補助金交付申請書

茨木市中小企業人材育成支援事業補助金の交付を次のとおり申請します。

なお、申請内容の確認のために必要があるときは、市長が関係機関に照会することに同意します。

1 補助対象事業

2 交付申請額 円

3 添付書類

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) 補助対象経費の明細及び支払を証する書類

(4) 茨木市事務事業からの暴力団の排除に関する要綱（平成25年4月1日実施）に規定する誓約書

(5)

<事業報告書>

事業名	
事業の目的	
実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
事業内容	
事業の成果	

※申請する事業が複数あるときは、適宜欄を追加すること。

<収支決算書>

収 入	金 額	備 考
自己資金	円	
市補助金	円	
国その他の機関 からの補助金等	円	
その他	円	
合 計	円	

支 出	金 額	備 考
研修の受講料	円	
研修の企画実施 に要した費用	円	
副業人材活用に 要した費用	円	
消費税	円	
その他	円	
合 計	円	

様式第 2 号（第 7 関係）

茨木市指令 第 号

所在地
名 称
代表者 様

茨木市中小企業人材育成支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市中小企業人材育成支援事業補助金は、次の条件を付けて、金 円を交付します。

条 件

年 月 日

茨 木 市 長

様式第 3 号（第 8 関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

所在地
名 称
代表者 ⑩

茨木市中小企業人材育成支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で決定通知のあった茨木市中小
企業人材育成支援事業補助金を次のとおり請求します。

1 補助対象事業

2 金 額 円